

From: 廣瀬 綾子（港北区高齢・障害支援課） [<mailto:ay03-hirose@city.yokohama.jp>]

Sent: Monday, October 30, 2017 2:43 PM

To: 'miyata' <nrj3672@tbz.t-com.ne.jp>

Subject: RE: 意向確認？

高田地区 宮田会長

いつも大変お世話になっております。

先日は、水害の訓練に関して、ご尽力いただきましてありがとうございました。

宮田会長のご尽力なしには、実施できませんでした。

また、ご指摘の通り、打ち合わせが不十分だった点もあったと私も認識しており、反省すべき点については反省し、次回に向けて改善をしていきたいと考えております。

さて、定例会の議題となっていた災害時要援護者支援事業についてご質問いただきましてありがとうございます。

<質問1>

削除依頼のあった方を除いた全員を掲載した名簿削除依頼のあった方とは新たに対象となった人と前年掲載済みの人の双方と言う解釈でしょうか？

<回答1>

お見込みの通りです。死亡や転出等の理由で対象外になった方以外は、今年度お渡しする名簿にも掲載されます。また、今年度新たに対象になった方も掲載されます。

<質問2>

前年度（28）名簿に掲載済の要援護者全員に今年度分の意向確認方法として「削除依頼書」をの発送をするか？

<回答2>

既に名簿に掲載されている方については、「削除依頼書」は送付いたしません。確かに会長のおっしゃられる通り、名簿から削除してもらいたいという意向に変更になる方もいらっしゃいますが、そのような方は直接区役所にご連絡をいただいています。

また、事業の趣旨から、出来るだけ多くの方に名簿に掲載してもらいたいということからも、名簿に既に掲載されている方に削除依頼書はお送りしておりません。

もし、地域の方で、名簿から落としてほしいという話がありましたら、区役所に連絡をいただけるようご案内いただければと思います。

(年に、2、3件、入院、入所等の事情で連絡があります)

<質問3>

同意書(確認書)が有りましたが、同意しない理由がそれ以外の場合は上記と同じように同意者全員に毎年意向確認案内を出しているのでしょうか?

<回答3>

同意方式の場合には、出来るだけ同意率を上げるためにも、同意しない理由がそれ以外の場合には、毎年意向確認案内をお送りするようにしています。

(逆に既に同意していただいている方に、名簿から落とすための意向確認書は情報共有方式と同様に行っておりません)

一方で、情報共有方式の方については、削除依頼書という削除を希望する「強い」意向を表示がされていることから、削除依頼をいただいている方に毎年送る対応は検討しておりません。実際に、昨年度載せないでくれと手紙を送っているはずだ!といわれたことがあります。

<質問4>

職権でチェックの他にダブルチェックの意味で担当課報告も検討する必要が有ると思います。如何でしょうか?

<回答4>

区役所としては、どの地区が要援護者の安否確認をしているかなどを是非知りたい気持ちは確かにあります。

しかしながら、補助金などのお金を出しているわけではなく、あくまでも協定を締結して地域の活動の支援の目的で名簿を渡していることから、「職権」というほど強い権限がない状況です。また、名簿を提供しているが取組が進んでいない地域もあり、行政がかかわることに抵抗がある地域もあることから、「チェック」をすと言った途端に拒絶されてしまうこともあります。

そのため、もし実施するとしても報告という義務はないにせよ、状況の確認のために教えて欲しいというお願いレベルにとどまってしまうかと思えます。

高田地区としては、何かチェックした方が良いと感じることがありますでしょうか?

回答がいまいち分かりにくい、もしくは納得がいかないなどありましたらお手数ですが、改めてご連絡いただければ幸いです。

もし、ご都合の良いお時間など教えて頂ければ、こちらから電話を掛けさせていただきます。

何卒よろしくお願いたします。

+++++

港北区役所 高齢・障害支援課

高齢・障害係長 廣瀬 綾子

TEL 045-540-2343

FAX 045-540-2396

E-mail:ay03-hirose@city.yokohama.jp

+++++